

令和 7 年 2 月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 令和 7 年 2 月 1 7 日（月）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

令和7年2月定例会

日 時 令和7年2月17日（月）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1 番 佐 藤 徹	2 番 柴 尾 ひ ろ み
3 番 外 山 ま な み	4 番 三 輪 博 美
5 番 尾 崎 利 一	6 番 押 本 修
7 番 木 戸 岡 秀 彦	8 番 中 野 志 乃 夫
9 番 清 水 彩 子	1 0 番 鈴 木 明
1 1 番 高 橋 弘 志	1 2 番 波 多 野 健

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小 林 洋 子	副 管 理 者 和 地 仁 美
副 管 理 者 山 崎 泰 大	助 役 伊 藤 俊 哉
会 計 管 理 者 滝 澤 徳 一	事 務 局 長 足 立 浩 志
総 務 課 長 入 澤 秀 和	業 務 課 長 一 ツ 木 正 美
建 設 課 長 小 暮 与 志 夫	

議事日程（第 1 号）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会期の決定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例
- 第 5 議案第 2 号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例
- 第 6 議案第 3 号 令和 6 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第
3 号）
- 第 7 議案第 4 号 令和 7 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する
市の分担金額について
- 第 8 議案第 5 号 令和 7 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

午前 9 時 3 0 分 開議

○議長【木戸岡秀彦】 皆さん、おはようございます。本日は開議時間を 3 0 分早めまして、9 時 3 0 分といたしましたので御了承願います。

ただいまの出席議員数は 1 2 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会 2 月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

御手元の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

日程第 1 議席の指定

○議長【木戸岡秀彦】 日程第 1 「議席の指定」を行います。

組合議会閉会中に議員の変更がございましたので、議席につきましては、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、ただいま御着席の席に定めさせていただきます。

日程第 2 会期の決定

○議長【木戸岡秀彦】 日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長【木戸岡秀彦】 日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第77条の規定により議長から指名を申し上げます。

2番 柴尾ひろみ議員

8番 中野志乃夫議員

10番 鈴木明議員

以上3名の方をお願いいたします。

日程第4 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長【木戸岡秀彦】 日程第4、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、職員の給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例、及び行政不服審査会条例の3本の条例の一部改正を一括して行うものでございます。

改正の内容でございますが、各条例の人の資格に関する規定中の禁錮及び罰則に関する規定中の懲役を拘禁刑に改めるほか、文言の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、本年6月1日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 説明が終わりました。質疑を行います。

○５番【尾崎利一】 刑法改正に基づいて禁錮等が拘禁刑に置き換わるということですが、行政不服審査会条例の一部改正新旧対照表で「て秘密を漏らし」という文言が削除されていますけれども、これは文言の整理であって、この改正によって内容は何も変わらないという理解でいいのかどうかを伺います。

○総務課長【入澤秀和】 行政不服審査会条例第１０条の「て秘密を漏らし」は、文言の整理で削除したものでありまして、改正によって内容は変わらないものでございます。

私からは以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論を行います。討論は反対の方からお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第１号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 5 議案第 2 号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長【木戸岡秀彦】 日程第 5、議案第 2 号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第 2 号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、職員の給与の改定につきまして、民間における給与水準等を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、第 1 点目として、給料表の改定でございます。本年度の改定後の東京都給料表に準じた内容により改定を行うものでございます。

第 2 点目として、期末・勤勉手当の支給月数の改定でございます。来年度以降の 6 月期及び 12 月期の期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.10 月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を現行の 4.65 月から 4.85 月とするものでございます。なお、本年度につきましては、12 月期の期末・勤勉手当の支給月数を 0.20 月分引き上げるものでございます。

再任用職員につきましても、同様に、来年度以降の 6 月期及び 12 月期の期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を現行の 2.45 月から 2.55 月とし、本年度につきましては 12 月期の期末・勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引き上げるものでございます。

これらの給与改定に伴う人件費の増加につきましては、おおむね 400 万円

を見込んでおります。

なお、これらの内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

これらの施行期日は公布の日を予定いたしておりますが、給料表の改定につきましては令和6年4月1日から適用するものとし、期末・勤勉手当の支給月数の改定につきましては令和6年12月1日から適用いたします。

以上が、本案の内容でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 提案説明が終わりました。質疑を行います。

○3番【外山まなみ】 御説明ありがとうございました。2点、質問させていただきます。

小平市に準拠ということでございますが、現在、武蔵村山市、東大和市でも同じような改定がもう行われているのかどうかをお伺いします。

また2点目ですが、これに伴って人件費が400万円ということですが、これはシステム改修とかそういったことを行うのか、具体的にどういったことで400万円がかかるのかお伺いいたします。

以上です。

○総務課長【入澤秀和】 まず1点目の、東大和市、武蔵村山市でも同様の改定が行われているのかでございますが、私どもで確認したところ同様の改定が行われております。

2点目の400万円の影響額でございますが、こちらはシステム改修ではございません。給料表を改定するに当たって、給与が増額するので170万程度、期末・勤勉手当を増やすことで200万円程度、そのほか、時間外や会計年度任用職員の期末手当が上がることで、30万円ぐらいと見込んでおります。

以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第2号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第3号 令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第3号）

○議長【木戸岡秀彦】 日程第6、議案第3号「令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第3号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55億3,810万7,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８０億８，７８７万８，０００円とするものでございます。

また、新ごみ処理施設建設工事等につきまして、令和７年度分の経費に係る歳入歳出を追加の上、繰越明許費の設定をするほか、地方債の補正をするものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【足立浩志】 それでは、令和６年度一般会計補正予算（第３号）につきまして、説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を１枚おめくりください。

補正額でございますが、第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５５億３，８１０万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８０億８，７８７万８，０００円とするものでございます。

ページを２枚おめくりください。

左側のページ、第２表繰越明許費でございますが、これらはいずれも新ごみ処理施設の建設にかかる令和７年度に施工等を行う分の経費でございます。新ごみ処理施設の建設につきましては、国庫補助金として、循環型社会形成推進交付金を活用しております。国の令和６年度の補正予算において、防災、減災、国土強靱化を加速させるための取組として、循環型社会形成推進交付金の予算が増額されております。

こうした中、当組合の令和７年度に施工する新ごみ処理施設建設工事が、国の補正予算による令和６年度の循環型社会形成推進交付金の交付対象と内示され、組合が要望する交付金の満額を確保することができる見通しとなりました。このことに当たり、国において、今回の令和６年度補正予算分の循環型社会形

成推進交付金が翌年度に繰り越されることに併せまして、当組合の予算も繰り越す必要が生じたので、令和7年度に施工等を行う分の新ごみ処理施設建設事業に係る歳入歳出予算を令和6年度予算に追加をした上で、翌年度へ繰越明許費として設定するものでございます。

次に、右側のページの第3表地方債を御覧ください。こちらは新ごみ処理施設の建設費の財源の一つである地方債について、先ほど説明申し上げましたのと同じ経緯により、令和7年度施工分の起債の限度額を新たに設定するものでございます。

ページを4枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして、御説明いたします。

このうち3款国庫支出金、1項1目廃棄物処理施設整備費補助金、5款繰入金、1項2目施設整備基金繰入金、及び8款組合債、1項1目組合債は、第2表及び第3表につきまして説明を申し上げました新ごみ処理施設の建設にかかるものでございます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、職員退職手当基金及び財政調整基金については基金の運用益として定期預金利子があったことにより、施設整備基金については定期預金利子に加え債券による運用益があったことから増額するものでございます。

5款繰入金、1項3目職員退職手当基金繰入金は、令和6年度末をもって組合の固有職員1名が退職することから、退職手当と同額を基金から繰り入れるものでございます。

7款諸収入、2項1目雑入では、アルミ売払い等につきまして、鉄スクラップ価格の上昇により鉄くず等の売払い単価が予測を上回る結果となったことなどから増額するほか、今年度のペットボトルの単価や引渡し量の見込みなどに基づき、容器包装リサイクル協会拠出金を増額するものなどでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきまして、説明いたします。

初めに1 款議会費、1 項1 目議会費でございます。1 3 節使用料及び賃借料は契約差金が生じたことにより減額するものでございます。

次に、2 款総務費、1 項1 目一般管理費のうち、1 節報酬、2 節給料、3 節職員手当等及び4 節共済費では、職員の異動等による変動などに伴う増額または減額のほか、組合の固有職員1 名が退職することから退職手当を計上するものでございます。7 節報償費は、職員向けの研修会について無償の研修会を開催したことにより皆減するものでございます。1 0 節需用費は、事務用のコピー用紙や被服の購入が見込みを下回ったことにより減額するものでございます。1 2 節委託料は、契約差金が生じたこと等によりそれぞれ減額するものでございます。1 3 節使用料及び賃借料は、コピー機の使用枚数が見込みを下回ったことにより減額するものでございます。1 8 節負担金、補助及び交付金は、市町村職員研修所での研修実績が見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

続いて、同項2 目財産管理費でございます。1 0 節需用費は、車両の燃料費が見込みを下回ったことによる減額のほか、庁用車の車検などの契約差金が生じたことにより減額するものでございます。1 3 節使用料及び賃借料は、グループウェアシステムのメールシステムについて、既存のメールシステムを引き続き使用することにしたことにより減額するものでございます。8 ページ、9 ページをお開きください。2 4 節積立金につきましては、歳入で説明いたしました運用益の増を基金に積み立てるため、それぞれ増額いたします。このほか、財政調整基金につきましては、容器包装リサイクル協会からの拠出金、及び今回の補正予算の財源調整による積立てをいたします。

続いて3 項1 目、余熱利用施設費でございます。1 0 節需用費は、昨年6 月

末から足湯施設を臨時休業したことにより、事業用の消耗品の購入が不要になったことによる減額のほか、光熱水費についても、足湯施設を臨時休場したことにより減額するものでございます。12節委託料は、10節需用費と同様に、足湯施設を臨時休場したことにより減額するものでございます。14節工事請負費は契約差金が生じたことにより減額するものでございます。

続いて、3款塵芥処理場費、1項2目塵芥処理維持管理費でございます。

10節需用費は、ごみ焼却施設で使用する薬品油脂類の購入単価が見込みを下回ったことによる減額のほか、電気料金の燃料調整費が見込みを下回ったことなどによる減額でございます。12節委託料は、主には処理・処分等委託の再資源化の減額でございます。再資源化を委託している不燃・粗大ごみの破碎残渣の量が見込みを下回ることによる減額のほか、小型家電の再資源化委託を売払い歳入に変更したことによる皆減や契約差金による減額などをするものでございます。また、不燃・粗大ごみ処理施設の運営維持管理委託については、昨年7月に発生した落雷により仮設計量機が故障したことに伴い、SPCとの契約に基づき、SPCが修繕に要した費用のうち令和6年度の運営維持管理業務委託費の100分の1を超える額について負担する必要があることから増額するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。14節工事請負費は、契約差金が生じたことにより減額するものでございます。26節公課費は、大気汚染負荷量賦課金が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、1項3目資源物処理維持管理費でございます。10節需用費は、資源物中間処理施設で使用する薬品油脂類の購入単価が見込みを下回ったことによる減額のほか、電気料金の燃料調整費が見込みを下回ったことなどによる減額でございます。12節委託料は、契約差金が生じたことにより減額するものでございます。14節工事請負費は、契約差金が生じたことにより減額するもの

でございます。

次に、２項１目塵芥処理場建設費でございます。１２節委託料及び１４節工事請負費では、第２表及び第３表で説明申し上げました令和７年度に施工等を行う分の新ごみ処理施設の建設にかかる経費を歳出予算に計上するものでございます。

ページをおめくりいただき、次の１２ページは給与費明細書、１３ページは地方債現在高調書でございます。

以上が、補正予算第３号の説明でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 提案説明が終わりました。質疑を行います。

○５番【尾崎利一】 補正予算書の６ページ、７ページのところで、固有職員の退職ということですが、固有職員がこれで何名から何名になったのか。それから、補充がされるのか。新焼却施設も建設されるわけですがけれども、今後の固有職員はどのようになっていくのか伺います。

○総務課長【入澤秀和】 １点目のプロパー職員がどうなるかでございますが、令和６年度は５名の職員がいますが、令和７年度は４名になります。プロパー職員の今後については、令和７年１０月からＳＰＣへ新ごみ焼却施設の運営委託を行ってまいりますので、その状況等を見ながら業務等を精査し、検討してまいります。

以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑はございますか。

○３番【外山まなみ】 御説明ありがとうございました。

１点目ですがけれども、現在、国からの交付金は内示ということでございますけれども、決定がいつになるのかお伺いいたします。

２点目です。今回の補正で財政調整基金は結果、幾らになったのか、令和５年度の年度末残高は約６億８，０００万円ぐらいだったと思うのですが、幾らに

なったのかお伺いいたします。

3点目が、差金による減の総額というのがどれぐらいになったのかをお伺いいたします。

以上です。

○総務課長【入澤秀和】 まず、国からの交付金の内示については、12月18日に出ているところでございますが、最終的な決定はおおよそ2月の終わりから3月になると考えております。

そして2点目が、財政調整基金の積立額の残額ですが、こちらは令和6年度末で9億6,000万円ぐらいを見込んでおります。

3点目が、今回の契約差金などでどれぐらいになったのかでございますが、おおよそ8,000万円ぐらいあったと考えております。

以上でございます。

○3番【外山まなみ】 ありがとうございます。

1点目から再質問させていただきます。過去に内示の取消しということが事例としてあったのかどうか、お伺いいたします。

2点目、財政調整基金についてですけれども、前回もちょっとお伺いしたことがあったんですが、財政調整基金に関しては過去の経緯が、以前配付された資料に推移のようなものも出ていたんですけれども、特に財政調整基金はばらつきが結構あったなと思うんですけれども、これは基準みたいなものを設けていらっしゃるのか、再度お伺いさせていただきます。

以上です。

○総務課長【入澤秀和】 まず、1点目の過去に交付金の内示が取り消されたことがあるのかというところですが、これまでのところそういったことはございません。

2点目が財政調整基金の積立でございますが、こちらは、まず容器包装リ

サイクル協会の拠出金を全額積み立てまして、翌年度以降に分担金を減らすために使っております。もう1点が、決算の剰余金が出た場合に、こちらの2分の1を積み立てております。

財政調整基金ですが、緊急的な工事、修繕などで使っていくことが考えられますが、こちらは3億円程度必要ではないかと考えております。現在は、先ほど申したとおり、令和6年度末で9億6,000万円程度、積立金額を見込んでおりますが、こちらについては今、新ごみ焼却施設の工事が行われておりますが、こちらの公債費が令和9年度以降上がっていきますので、そういったときに組織市の分担金を抑制するために活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番【外山まなみ】 ありがとうございます。

過去に内示の取消しはなかったということですが、今回の国の補正予算はまだ決定事項ではないために仮にという想定もあるわけで、そういった場合は財源として財政調整基金なども充てていくということです。金額としては、今回の国からの交付金というのが50億円近くになりますので、なかなかそこで財源とするものには至らないものなんだろうなと考えるんですが。仮にそういったことが起こった場合は、地方債が増えていくとか、そういったことで事業を遂行していくために財源としていくのか、そこだけ最後お伺いいたします。

○総務課長【入澤秀和】 仮に交付金の内示の取消しがあったらということでございますが、国も繰越明許を設定しておりますので、基本的に取消しはないものと考えております。万が一あった場合ですが、まず第一には地方債をさらに増額していくということ、足りなければ施設整備基金や財政調整基金の活用を考えております。

以上でございます。

○1番【佐藤徹】 先ほどもちょっと関連した質問が出ていましたが、今回、

建設課長が勇退というか御卒業というか退職をされるということで、技術の伝承といえますか、ノウハウの伝承といえますか。平成31年4月に資源物中間処理施設が稼働して、翌年には不燃・粗大ごみ処理施設もでき、そして今、新ごみ焼却施設ということで、この6年間で、資源物中間処理施設の建設ではもう本当に緊迫した議会を乗り越えて、令和7年度を迎えようとしているんですが、三十数年にわたって様々な組合で抱えている問題、あるいは発生した問題等々に当たられてきた実務の担当の方が退職されるに当たって、どういう備え、構えで、技術の伝承も含めて、組合として対応されていくのか。先ほど採用については、10月から本格的な運営委託が始まるので、採用計画等今後検討していくとありましたが、残された1か月半ぐらいの期間ではありますが、少なくとも技術の伝承とか思いも含めてきちっと引継ぎをしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○建設課長【小暮与志夫】 まず、私は技術職員ということで長期間現場を見てきました。以前は、直営で運転しているということがありまして、自ら現場に入っていていろいろと修理をしたり整備をしたりしながら技術を習得してきたところでございますけども、近年では委託化が進んでおります。来年度からは焼却施設もDBOという形になり、組合側としては管理・監視をするというところが重点的な業務になってくるのかなと思います。そういったところで現場経験はなかなか積めることは少なくなってきますけれども、やはりこの経験している中でも排出ガスの法規制が変わったりとか、そういったところの設備の改修をどうしていくのか、理論的なところを踏まえながら考えていく必要がありました。また、周辺地域の方々とも技術的な話ができるように、コミュニケーションを取れるようにしていかなければいけないと考えております。残り少ない期間でありますけども、今までも少しずつ話をしてきました。そういった心構えで行ってもらいたいということをもう少し後輩の職員に伝えていきたいと

思います。

以上です。

○事務局長【足立浩志】 技術の継承が確実にされているのかというお話があったと思います。建設課長は30年以上のキャリアがあつて、技術的にも卓越したものがあつたのですが、その後が続く職員も、経験的には約20年、約30年、あとは10年超えた職員が2人残っております。その中で、退職絡みで引継ぎというのは、今、再任用制度とかそういうものがある中で、何年も前から想定するのはなかなか難しかったかもしれませんが、それが分かった時点から、スリーハーモニーなども積極的に職員が入って技術を見ておりますし、委託業者との打合せもこれまで以上に行っているような状況があります。そのような中で、技術の継承はされており、次の世代も期待に応えていけるものと考えております。

以上でございます。

○1番【佐藤徹】 分かりました。

これは当組合のみならず委託が進んだ場合の落とし穴がありますので、現場で自ら操作をしたり、要するに、分かっている人が委託をするのと、経験があつて委託をするのと、その辺りを少し心配もしますが、今、力強い御答弁いただきましたので、人材の育成あるいは組織の活性化なくして当組合も進歩していかないと思いますし、令和7年度はある意味では着地の、3つ大きな施設が完了して環境施設にもなりますし、地域の期待もすごく高いので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第3号「令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第3号)」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第4号 令和7年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について

日程第8 議案第5号 令和7年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

○議長【木戸岡秀彦】 日程第7、議案第4号「令和7年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、及び日程第8、議案第5号「令和7年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、以上2件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第4号及び議案第5号につきまして、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、既存の処理施設の、適切かつ計画的な維持管理・運転を行い、効率的・安定的にごみと資源物を処理してまいりますとともに、

3市の市民の皆様が将来にわたって安心して快適な生活を送ることができるよう、新ごみ処理施設の建設を着実に進めてまいります。

新ごみ焼却施設につきましては、令和7年10月から本格稼働いたしますことから、ごみの受入れ開始に遺漏のないよう万全の体制で取り組んでまいりますとともに、ごみ発電による電力の地産地消事業につきまして、組織市と連携して着実に推進してまいります。

また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

令和7年度の予算総額は21億2,700万円でございます。

分担金につきましては、令和6年度と比較しまして4億5,000万円の減となります17億8,000万円の御負担をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【足立浩志】 それでは、令和7年度一般会計予算の内容につきまして、御説明いたします。

予算編成に当たりましては、組織市の厳しい財政状況の折、貴重な税金からの分担金であることを十分認識し、自主財源の確保に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をもたらせるよう、予算編成を行ったところでございます。

まず、組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページを御覧ください。

事業の実施に当たりましては、(1)の組合事業の基本事項にございましており、関係法令を順守し、効率的かつ安定的に、受け入れたごみ及び資源物の処理を行ってまいります。既存の処理施設については、適切な維持管理及び運転を行うとともに、新ごみ処理施設建設工事を着実に進めてまいります。新ごみ

焼却施設については、令和 7 年 1 0 月から本格稼働いたしますことから、ごみの受入れ開始に遺漏のないよう万全の体制で取り組みます。ごみ発電による電力の地産地消事業につきましても、組織市と連携して着実に推進してまいります。また、引き続き地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいります。

次に、(2) の令和 7 年度主要事業等でございますが、新ごみ処理施設建設工事を進めますとともに、令和 7 年 1 0 月から、現在、稼働しております 4・5 号ごみ焼却施設の解体工事に着手いたします。また、組合のホームページの全面リニューアルを実施するほか、足湯施設の補修工事、資源物中間処理施設設備の補修工事などを実施いたします。

次に、2 ページを御覧ください。組織市 3 市から組合へのごみ・資源物の搬入量等の見込みでございます。

令和 7 年度は、可燃ごみが 5 万 4, 7 1 5 トン、不燃・粗大ごみが 4, 3 7 8 トン、これら合計で、前年度の当初予算時と比べて 2, 4 5 4 トン少ない 5 万 9, 0 9 3 トンを見込んでおります。それを踏まえ、既存焼却施設を最大限稼働させるとともに、新ごみ焼却施設の稼働により、他の市町村等のごみ処理施設に処理委託をしておりました可燃ごみ広域支援につきまして、令和 6 年度末で支援を終了といたします。資源物につきましては、容器包装プラスチックが 3, 5 4 3 トン、ペットボトルが 1, 0 6 6 トン、これら合計で、前年度の当初予算時と比べて 2 0 4 トン少ない 4, 6 0 9 トンを見込んでおります。右側の 3 ページに処理の流れをお示ししてございます。先ほども申し上げましたが、令和 7 年 1 0 月から新ごみ焼却施設が本格稼働いたしますことから、可燃ごみ広域支援を令和 6 年度末で終了といたします。このページの左の上から 2 つ目の枠にございます既存の 4・5 号ごみ焼却施設及び新ごみ焼却施設での焼却処理を行います。

次に、9ページをお開きください。組合の主な財源である分担金の算出資料でございます。

分担金の算出方法につきましては、塵芥処理等分及び資源物処理分としまして、それぞれの運営経費を、10%を3市均等に、90%を令和5年度のごみまたは資源物の搬入量に応じて、3市で案分した金額としております。また、資源物中間処理施設の精算額につきましては、令和5年度の容器包装リサイクル協会拠出金相当分を、3市の同年度の搬入量に応じて按分して、令和7年度の分担金から控除するものでございます。令和7年度の分担金といたしましては、塵芥処理等分と資源物処理分を合わせまして、一番右下の欄にございましており、17億8,000万円をお願いするものでございます。前年度と比較いたしまして、4億5,000万円の減とさせていただいております。

続きまして、予算書に沿いまして内容を御説明いたします。

予算書の表紙をおめくりください。議案第5号の第1条に記載のとおり、令和7年度の組合事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ21億2,700万円を計上してございます。前年度当初予算に対しまして、2億5,500万円の減でございます。

ページを6枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入でございます。

1款分担金及び負担金につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりです。

2款使用料及び手数料は、組合敷地に設置されている電柱の土地使用料などでございます。

4款財産収入は、基金運用益の見込額を計上いたしました。なお、施設整備基金について、定期預金に加え債券による運用益を計上してございます。

5款繰入金でございます。財政調整基金繰入金は、歳入歳出の財源調整のほか、令和5年度の容器包装リサイクル協会拠出金を精算するため繰入れをする

ものでございます。施設整備基金繰入金は、新ごみ処理施設建設工事に関連して実施する環境影響評価事後調査報告書作成業務委託に充当するものでございます。

6 款繰越金は前年度と同額の 2,000 万円でございます。

7 款諸収入でございます。1 項 1 目組合預金利子は歳計現金に対する預金利子でございます。2 項 1 目雑入は、鉄・アルミなどの金属類の売払いなどを見込んでおります。容器包装リサイクル協会からの拠出金につきましては、当初予算では 2,000 円の計上としております。また、消費電気料は、不燃・粗大ごみ処理施設の使用量に応じた電気料金の支払いを、同施設の運営を委託する新ごみ処理施設整備運営事業の特別目的会社 S P C から令和 7 年 9 月まで受けることとなりますため、歳入として計上するものでございます。C E V 補助金につきましては、クリーンエネルギー自動車を購入した際に、国から補助金の業務を委託された一般社団法人次世代自動車振興センターから交付されるものでございます。令和 7 年度は新たに電気自動車 1 台の購入を予定しております。

電力売払いにつきましては、新ごみ焼却施設で発電した電力を売電するもので、国が買取りを約束している F I T 制度分につきましては東京電力エナジーパートナー株式会社に、F I T 制度以外の分につきましては小売電気事業者に売電いたします。なお、F I T 制度以外の分につきましては、組織市との電力地産地消事業を実施するため、小売電気事業者を通じて組織市の公共施設、具体的には庁舎や小学校の電力に使用いたします。

次に、ページを 2 枚おめくりいただき、6 ページ、7 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款議会費では、議員報酬及び議会開催等に要します速記委託、タブレット端末を活用したペーパーレス会議システムに要する経費に加え、行政視察の旅費等を計上してございます。

2 款総務費でございます。1 項 1 目一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。

1 節報酬は、審査会の委員及び会計年度任用職員に対する報酬でございます。

2 節給料は、特別職及び一般職の給料でございます。

ページをおめくりいただき 8 ページ、9 ページを御覧ください。

3 節職員手当等は、一般職の各種手当及び期末・勤勉手当でございます。

4 節共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。

7 節報償費は、研修会講師の謝礼等でございます。

8 節旅費は、職員の出張等に伴う旅費でございます。

9 節交際費は、前年度と同額でございます。

1 0 節需用費は、事務・事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。

1 1 節役務費は、インターネット使用料及び施設見学時の傷害保険料に加え、事務室移転に伴う電話線等引込みに要する費用でございます。

次の 1 0 ページ、1 1 ページにかけまして、1 2 節委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の作成及び全戸配布、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機器等保守整備委託でございます。なお、施設等維持管理委託及び機器等保守整備委託につきましては、事務室移転に伴い、令和 7 年度上半期までに要する経費となっております。また、ホームページの全面リニューアルに要する経費を計上してございます。

1 3 節使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン、ペーパーリユース複合機等の事務機器の借上料及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等に加え、ペーパーレスを推進するため紙の新聞購読を廃止し、デジタル版の新聞購読料を新たに計上してございます。

1 8 節負担金、補助及び交付金は、全国都市清掃会議、職員の研修などの負

担金及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。なお、地域共生事業「えんとつフェスティバル」は、昨年度に引き続き新ごみ処理施設建設工事が完了するまでは開催を中止いたしますことから、地域の方の要望を伺いながら代替イベントを実施してまいります。

2目財産管理費でございます。10節需用費は、車両の燃料費、車両の修繕料などでございます。

11節役務費は、電話料、銀行の振込手数料、損害保険料などでございます。

次の12ページ、13ページにかけまして、13節使用料及び賃借料は、小平市及び東大和市にお支払いする土地借上料、財務会計システムやグループウェアに要する費用などでございます。

17節備品購入費は、広域支援等に要する調整業務などがなくなることから、ガソリン車2台を廃車し、新たに電気自動車1台を購入するための費用でございます。

24節積立金でございます。職員退職手当基金は条例に基づき組合固有職員の給料の8%相当分を、財政調整基金は前年度歳計剰余金見込額の2分の1相当額をそれぞれ積み立てるほか、各基金で定期預金や債券による運用益の積立てをいたします。

3目公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会への負担金でございます。

2項1目監査委員費は、監査委員の報酬などでございます。

3項1目余熱利用施設費は、足湯施設こもればの足湯の管理運営に要する費用でございます。

7節報償費は、足湯施設運営連絡会委員に対する謝礼でございます。

10節需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び修繕料などでございます。なお、電気料金につきましては、令和7年10月から

新ごみ焼却施設の発電を開始することから、令和7年9月までの費用を計上してございます。

1 1 節役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。

次の1 4 ページ、1 5 ページにかけまして、1 2 節委託料は、施設の管理や警備及び樹木の害虫駆除に要する費用でございます。

1 3 節使用料及び賃借料は、A E D の借上料でございます。

1 4 節工事請負費は、足湯施設の長方形の東屋及び管理事務所の屋根等の補修工事や配管の取替工事に伴う費用でございます。

次に、3 款塵芥処理場費でございます。1 項1 目塵芥処理総務費8 節旅費は、担当職員の出張旅費に加え、能登半島地震の災害廃棄物受入れに当たっての視察の旅費でございます。

1 0 節需用費は、能登半島地震の災害廃棄物の視察に係るレンタカーの燃料費でございます。

1 1 節役務費は、ごみ発電に伴い資源物中間処理施設への自己託送をするため、電力広域的運営推進機関に加入し、当該機関のシステムを使用することから、クライアント証明書の取得に要する費用でございます。

1 2 節委託料は、資源物中間処理施設のパフレットの在庫がなくなることから、新たに作成する組合のオリジナルキャラクターを使用したパフレットに要する費用でございます。

1 3 節使用料及び賃借料は、資源物の売却先への立入検査等に加え、能登半島地震の災害廃棄物の視察に係るレンタカーの借上料などでございます。

1 8 節負担金、補助及び交付金は、研修会・講習会への参加費、技術管理協会への負担金に加え、資源物中間処理施設への電力の自己託送をするため、新たに電力広域的運営推進機関への会費に要する費用でございます。

2 6 節公課費は、能登半島地震の災害廃棄物の視察に係る宿泊税でございま

す。

2目塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。なお、新ごみ焼却施設の稼働に伴い、需用費のうちの消耗品費の図書費、委託料の処理・処分等委託のうちの犬猫死体処理、回収・再資源化（フロン）、有害ごみ処理、運営維持管理委託、負担金、公課費を除き、新ごみ焼却施設の稼働前に要する経費を計上してございます。

次の16ページ、17ページにかけまして、10節需用費は、排ガス・焼却灰の処理等に必要な薬品油脂類、施設の運転に係る電気料金、施設の修繕料などでございます。

11節役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送信するための電話料などでございます。

12節、委託料でございます。参考資料の14ページ下段から15ページにかけて詳細を記載してございます。処理・処分等委託は、最終処分場への焼却残渣の運搬業務などのほか、破碎残渣、フロンや有害ごみ等の再資源化などを計上しております。施設等維持管理委託は、既存の4・5号ごみ焼却施設のプラント運転、炉内清掃などの処理場清掃に加え、4・5号ごみ焼却施設解体することから、新ごみ処理施設建設工事請負事業者への引渡しをするための灰出機の清掃を実施いたします。

測定等委託は、各種環境測定業務及びダイオキシン類測定の委託に加え、新たにごみ発電による電力の売電をするに当たりFIT制度分とFIT制度分外を分けるためのごみ質分析調査を実施いたします。機器等保守整備委託は各種機器類の保守点検業務の委託、運営維持管理委託は不燃・粗大ごみ処理施設に加え、令和7年10月から稼働する新ごみ焼却施設の運営の新ごみ処理施設整備運営事業のSPCへの委託、電力維持管理業務委託は、ごみ発電した電力を資源物中間処理施設へ自己託送及び管理をするための委託でございます。

次に、１４節工事請負費でございます。予算書では１６ページ、１７ページの中段、参考資料では１５ページ下段に詳細を記載してございます。既存の４・５号ごみ焼却施設等の緊急を要する故障が発生した際に、迅速な対応を行うための緊急故障対策費を計上しております。

予算書に戻りまして、１６ページ、１７ページ下段を御覧ください。１８節負担金、補助及び交付金では、ごみ発電による電力を送電するに当たり、電力の送配電設備の維持費の一部を発電側が負担する必要があるため、送配電事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社に負担金を支払うものでございます。

２６節公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

次に、３目資源物処理維持管理費でございます。資源物中間処理施設の維持管理に要する経費でございます。参考資料の１６ページ上段から１８ページまでに詳細を記載してございますので併せて御覧ください。

予算書の１８ページ、１９ページにかけまして、１０節需用費は、油圧作動油などの薬品油脂類、選別した資源物の梱包に必要なベール用バンドやフィルム等の消耗品費、施設の運転に要する光熱水費、施設の修繕料等を計上しております。なお、電気料金につきましては、令和７年１０月から新ごみ焼却施設のごみ発電を開始することから、令和７年９月までの費用を計上してございます。

１１節役務費は、電話料、建物総合損害保険料等でございます。

１２節委託料は、残渣の運搬、容器包装プラスチックの再商品化、プラント運転、環境測定、各種機器の保守点検などに要する経費でございます。

１３節使用料及び賃借料は、複合機等の借上料でございます。

１４節工事請負費は、手選別コンベヤベルト取替工事などに要する費用に加

え、緊急を要する故障が発生した際に迅速な対応を行うための緊急故障対策費を計上しております。

予算書に戻りまして、18ページ、19ページを御覧ください。2項1目塵芥処理場建設費でございます。7節報償費は、オリジナルキャラクターの入選者に対する報償金でございます。

8節旅費は、担当職員の出張旅費でございます。

次の20ページ、21ページにかけまして、12節委託料は、新ごみ焼却施設の建設工事に伴う周辺の生物等への影響を確認する環境パトロール等業務、東京都に提出する新ごみ焼却施設の建設工事施工中の環境影響評価事後調査報告書の作成業務、オリジナルキャラクターの着ぐるみやノベルティーの作製業務、令和7年6月に開催予定の新ごみ焼却施設火入れ式の設営に要する費用を計上しております。

次に、4款公債費でございます。1項1目元金は、平成28年から令和3年度までの起債の元金の償還でございます。

同項2目利子は、平成28年度から令和6年度までの起債の利子の償還でございます。

5款予備費には1,000万円を計上いたしました。

次の22ページから27ページまでは給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

28ページ、29ページは債務負担行為に関する調書でございます。

30ページは、地方債現在高に関する調書でございます。

以上が令和7年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた令和7年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 提案説明が終わりました。質疑を行います。

○5番【尾崎利一】 予算書の債券運用のところ、4ページ、5ページ、財産収入です。施設整備基金利子827万7,000円で債券の運用が計上されているということですけれども、この仕組みを教えてください。100万で買って120万で売ればそれは20万円の運用益でしょうけれども、売らないとこれは確定しないので、そのほかに利子的なものもあるんだと思いますが、この債券運用の仕組みを関連して教えてください。

それから、予算書の17ページ、電気料金については、発電を10月から開始するので9月までを計上してあるということで再三御説明ありましたがけれども、発電そのものは7月から始まるのではないかと思うんですけれども、ちょっとここら辺の関係を教えてください。

それから、参考資料6ページで、ペットボトルについて令和7年度は搬入量が3市とも増加しているんですけれども、この理由と、これをどのように評価しているのかを伺います。ペットボトルがリサイクルに回らないで、海洋プラスチックなどになるというのは止めなくてはいけないことですが、同時にペットボトルそのものの生産を規制しなくては、なかなか海洋プラスチックの問題も、それから、ペットボトルの搬入量も減少には向かわないのではないかと思うんですけれども、これらの点についての考えを伺いたいです。

それから、参考資料の20ページで、(1)ダイオキシン類の濃度のところで「排出基準を下回るものでした」と記載がありますけれども、この排出基準を教えてください。それから(2)令和6年度大気中のダイオキシン類濃度のところで、東大和市と小平市における測定値が上がっている理由と、これをどのように評価されているのかを伺います。

以上です。

○総務課長【入澤秀和】 まず、債券の運用の件でございます。こちらは5年

満期のものと10年満期のものを購入しているわけですが、満期にならないと額は確定しないのですが、年に2回、利子がつきますので、その分を予算計上しております。827万7,000円のうちおおよそ760万円程度を債券の利子の歳入として計上しております。

以上でございます。

○建設課長【小暮与志夫】 電気使用量について御説明をさせていただきます。

6月中旬から新ごみ焼却施設の焼却を始めまして、発電も徐々に始めていく時期となります。ただ、9月までの段階では、まず新ごみ焼却施設については自ら発電した電気を使っていきますけれども、4・5号ごみ焼却施設、それから不燃・粗大ごみ処理施設におきましては、現在の電気の使用方法でございます。

また、資源物中間処理施設につきましても、自己託送は10月から本格的に始めてまいりますので、その段階からということになりますので、9月までの電気料金について計上させていただいているという状況でございます。

以上です。

○業務課長【一ツ木正美】 予算参考資料6ページ、ペットボトル搬入量の増加理由の評価についてですが、令和7年度の予算編成をする際に、3市にごみ量の調査等を実施させていただいています。その結果を受けまして、当組合のほうでは予算編成をしたところでございます。

3市に増加の理由等々を確認させていただいたところ、今年度、令和6年度に引き続き、また猛暑等を予想し、ペットボトル飲料の購入等が増えるのではというような答えがありました。当組合としましては、組織3市による、例えばマイボトル等の推進が図られれば、ごみ減量につながるのかなと考えております。

続きまして、予算参考資料の20ページ、ダイオキシン排出基準についてで

すが、排出基準はこの表に書いてありますけど、1ナノグラムになります。

次に、東大和市と小平市における測定値が上がっている理由ですが、毎年度、同時期に調査をしているところですが、その期間内の、例えば気象条件、日差しとか風が強いだとか、そういったことによって多少の数値が前後することになるかと思います。なお、環境基準値は0.6ピコグラム以下になりますので、全ての調査地点で基準値以下の数値となっております。

以上でございます。

○5番【尾崎利一】 参考資料17ページの電気料金、17ページだけじゃないんですけど、予算計上としては、今、御説明があった形で計上されているということで理解してよろしいでしょうか。確認です。

○建設課長【小暮与志夫】 そのとおりでございます。

以上です。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございませんか。

○4番【三輪博美】 参考資料16ページの大気汚染負荷量賦課金のところなんですけども、令和6年度に比べて令和7年度は2万3,000円減となっておりますが、その理由についてお示してください。

以上です。

○建設課長【小暮与志夫】 大気汚染負荷量賦課金ですけども、どのくらい有害物質が排出されたかという毎年度の量と、それに関して単価がそれぞれ年度で設定されてきます。単価は健康被害への対策費用がどのくらいかかったかというところで変わってくるのですけども、今回の場合は、基準量に対する計算をする単価が下がったということで、減額となっております。

以上です。

○4番【三輪博美】 すみません、少し調べたところ公害の補償費とかも含まれるという意味合いだったと思うのですけども、新しくごみ焼却施設が建設さ

れることにより、最大排出ガス量も減ることなので、そういうことも含まれるかなと思いますが、見解を伺います。

○建設課長【小暮与志夫】 硫黄酸化物に関して排出量を計算します。新ごみ焼却施設に関しましては、硫黄酸化物の量はさらに低減されますが、これは実際に測定をしたデータを基に計算をしていきますので、削減されるだろうとは予測しておりますけども、実際の数値はその段階で算出をしていくということになります。

それから公害健康被害補償制度では過去分と現在分という、2段階になって計算されてますが、新ごみ焼却施設に建て替えになりますけども、実際にこの場所が大きく変わらないということです、引き続きこの賦課金に関しては負担していくということになります。

以上です。

○3番【外山まなみ】 御説明ありがとうございました。

1点だけ質問させていただきます。分担金の減の理由に関しては、ごみ量の減によるものという御説明だったと思うのですが、今回、新ごみ焼却施設によって発電がされ売電という流れになって、以前、御説明で、分担金も売電による恩恵が得られるみたいなものがあったかと思うんですが、今回予算にその部分が反映されるのか、今後そういった部分が入れ込まれていくのか、反映されているんだったらどこの部分になるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○総務課長【入澤秀和】 令和7年度の分担金の減でございますが、こちらはごみ量の減ということが理由ではなく、まず組合全体としての歳出の削減が2億5,000万程度ございまして、それに加えて、発電による電力の売却の収入が2億円程度ございましたので、合わせて4億5,000万程度、前年度

と比べて減少したものでございます。

以上でございます。

○1番【佐藤徹】 御説明いただいた中で、令和7年度の、これは当初予算になるかと思うんですが、10月から新ごみ焼却施設が本格稼働ということで、補正予算もまた組み直して対応する部分があるのか。令和7年度予算は、9月までしか見ていないという御説明もありましたので、どういうお考えか伺います。令和7年度はどのような補正が必要になるのか、それが1つ。

2つ目は、新ごみ焼却施設というネーミングですね、これは募集されるのか、もう既に決まっているのかどうか、どういう方向でネーミングを考えておられるのか。市民募集、場合によってはネーミングライツみたいな方法も含めて、どういうお考えなのか。

それから、既存の、よく頑張った4号炉・5号炉の解体ということが来るわけですが、新施設への備品等の移動の考え方、使えるものは使うということとで移動されるのかどうか、どういうお考えでおられるのか。

それからあと、立川市若葉町の焼却施設が、今解体をやっておりますけども、炉の火を止めたときから、ごみの焼却をやめたときから、地域にネズミが大量に発生したと。ただ、立川市ではこれ認めていません。小平市の住民はいまだにそれに苦しんでおられると聞いております。小平市で、ネズミ取りシートを住民に無料で配布して対応した経緯がございます。本組合においては、そういうことが起こらないように、またそういうことも想定した上で、近隣の苦情が出ないような、ネズミ対策についてどのようにお考えか。

以上です。

○総務課長【入澤秀和】 まず1点目の令和7年度の予算のことですが、新ごみ焼却施設を建設した以降については、SPCに委託していくわけですが、そちらの予算も全て計上をしております。令和7年度に補正として考えられるこ

ととして、例年の補正になるのですが、令和８年度の新ごみ焼却施設の工事費分について国の交付金を満額支給していただくために、繰越明許を設定する補正を考えております。

２点目のネーミングについてでございますが、こちらの新ごみ処理施設全体の建設工事が終わるのが令和９年度末ですので、施設全体のネーミングを決めるのは、令和９年度、全てできたときに公募などの形を取りまして考えてまいります。

私のほうからは、以上でございます。

○建設課長【小暮与志夫】 新ごみ焼却施設に移動するときの備品の関係ですが、事務所関係の備品は使えるものは使うという形になりますが、かなり老朽化しているものがありますので、そういったものに関しては組合で用意する形になります。工事の中で、棚や書庫等は工事の仕様で用意するということになっておりますので、それらも活用しながら備品に関しては使用していきたいと考えております。

それからネズミのことですが、解体前に、この工場が停止した後、ネズミ取りシートなどを使いまして、できるだけネズミの駆除に対して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございますか。

○１０番【鈴木明】 予算書の２１ページ、オリジナルキャラクターの作製等委託料で約４５０万円計上されているわけですがけれども、着ぐるみ等キャラクターグッズの金額の内訳を教えてください。

○総務課長【入澤秀和】 オリジナルキャラクター関係でございますが、着ぐるみの製作で２００万円程度。こちら２体作りますので、１体１００万円程度で２体で２００万円になります。

キャラクターグッズの製作については、パッカー車をデザインしたミニカーにオリジナルキャラクターのデザインを入れた形で1,000個。それとフリクションペンを1,000本作製して、3市の環境イベントやえんとつフェスティバルで配布することで、新ごみ焼却施設のPR、そして組合事業のPRをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○10番【鈴木明】 着ぐるみに関して、2体作られるということなんですけど、これは今後こういった活用をされていくのか教えていただけますか。

○総務課長【入澤秀和】 着ぐるみですが、こちらのほうも3市の環境イベントやえんとつフェスティバルなどで活用していきまして、お子様などに、新ごみ焼却施設や組合の事業に興味を持っていただくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番【鈴木明】 分かりました。

最後に、例えばミニカーとかを配布する年齢の基準とか考えられていますか。ミニカーになるとやっぱり小さいお子さんとかだと思ってしまうんですけども、大人の方も欲しいとなった場合、その場合は配布されるのかどうかというのを、最後確認いたします。

○総務課長【入澤秀和】 現時点で何歳以上に配布するという基準はございませんが、本年度の武蔵村山市の環境イベントに出たときにアンケート調査を行いましたところ、お子さんから大人まで、全ての方からミニカーがかなり好評でしたので、台数に限りもあるので皆様というわけにはいかないんですが、なるべく広い方に配っていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番【柴尾ひろみ】 今のオリジナルキャラクターのものと重なるんですけ

れども、昨年の9月30日にキャラクターの募集が終わりまして、現在どのように審査が進んでいるのか、あといつ決定するのかお示してください。

○総務課長【入澤秀和】 オリジナルキャラクターの決定までの過程でございますが、9月30日に締め切りまして、118作品の中から条件を満たしているかどうか、そういったところを見まして、そのあと組合の中で審査会を立ち上げまして、絞り込んでいきました。

さらに、近隣地域にお住まいの方が集まった連絡協議会で投票をしていただき、その後商標登録するに当たって問題があるかどうか簡易調査をいたしまして、今現在2作品に絞られた状況でございます。

この後は、組織市3市の小学校1校ずつの小学校4年生にタブレット端末などを利用して投票していただく形で、最終的に1作品を決定していきたいと考えております。こちらについては4月ぐらいに決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○2番【柴尾ひろみ】 その決定後なんですよけれども、その決定に関わった子供たちには、せっかく審査してもらったので、この施設に見学とか、何かそういったイベントみたいなものは考えているのでしょうか。

○総務課長【入澤秀和】 決定に関わった小学生については、これからオリジナルキャラクターのグッズなども作ってまいりますので、そういったものを協力していただいた3校に配布などしていきたいと考えております。

施設の見学については、まだ工事が進んでいることから、大々的に呼べるという状況ではございませんので、その辺は来ていただくときの安全状況などを考慮しながら、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番【柴尾ひろみ】 せっかく関わった子供たちが、ここをちゃんと知るよ

うな機会を設けていただけたらと思います。

よろしくお願いします。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了いたします。

討論を行います。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決を行います。採決につきましては議案ごとに行います。最初に議案第4号「令和7年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「令和7年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

午前 10 時 51 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 木戸岡 秀 彦

小平・村山・大和衛生組合議会議員 柴 尾 ひろみ

小平・村山・大和衛生組合議会議員 中 野 志乃夫

小平・村山・大和衛生組合議会議員 鈴 木 明